

議案第63号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正
に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イおよび第43条第8号イ中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改める。

付則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）または家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号または第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、

保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項もしくは第44条第3項または前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項または第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後			現 行		
米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 目次 略 第1条～第27条 略 (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が一以上設けられていること。			米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 目次 略 第1条～第27条 略 (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が一以上設けられていること。		
階	区分	施設または設備	階	区分	施設または設備
略			略		
4階以上の階	略	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋	4階以上の階	略	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋

内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）

2・3 略

ウ～ク 略

第29条～第42条 略

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条および第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）～（7） 略

（8） 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
略		
4階以上	略	

内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）

2・3 略

ウ～ク 略

第29条～第42条 略

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条および第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）～（7） 略

（8） 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
略		
4階以上	略	

の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
----	-----	--

ウ～ク 略

第44条～第49条 略

付 則

第1条～第5条 略

（小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）または家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号または第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項または第44条第2項に規定する

の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）</p> <p>2・3 略</p>
----	-----	--

ウ～ク 略

第44条～第49条 略

付 則

第1条～第5条 略

保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項もしくは第44条第3項または前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項または第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。